

# 議案参考資料

[令和6年第1回定例会(3月)]

[担当課(室)係]

空き家対策室 空き家対策係

## 議案名

議案第10号 桐生市空き家等の適正管理及び利活用の促進に関する条例の一部を改正する条例案

## 趣旨・目的

空家等対策の推進に関する特別措置法(以下「空家特措法」という。)の一部改正に伴い、条例中で使用する用語の変更等、所要の改正を行おうとするものです。

- ・空家等…主に「空家等対策の推進に関する特別措置法」及びその関係法令等における表記
- ・空き家等…本市条例をはじめ、上記以外の場合における表記

## 概要

空家特措法の一部改正に伴い、所要の改正を行います。主な点は以下の2つです。

### 1 条例で使用している用語の変更(「管理不全空き家等」を「不適切空き家等」に改める)

令和5年12月13日に施行された空家特措法の一部を改正する法律で、「管理不全空家等」が新設されました。従前から本市条例においては「管理不全空き家等」を定義しており、この状態のままですと双方混同するおそれがあるため、条例中の「管理不全空き家等」を「不適切空き家等」に改め、その対象とする範囲を整理します。

なお、「不適切空き家等」では、法律上の「管理不全空家等」及び「特定空家等」に該当しない、概ね1年未満の空き家等及び長屋住宅の空き住戸等を対象とします。

### 2 法律の引用箇所の条項ずれの修正

(施行期日：令和6年4月1日)

## 背景・経過

令和5年6月14日、空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律(令和5年法律第50条)が公布され、令和5年12月13日に施行されたため、本条例において所要の改正を行うものです。

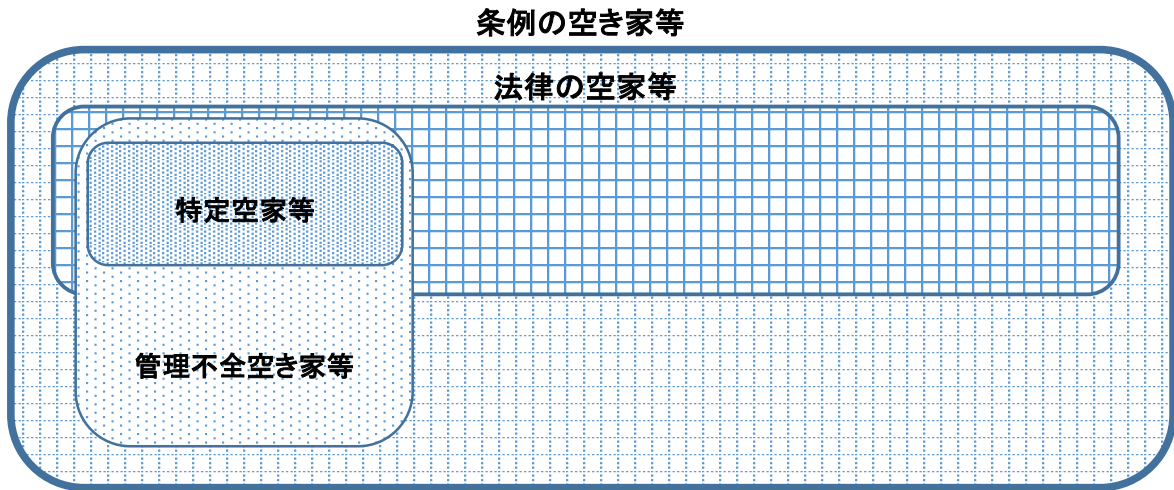
## 参考資料

 裏面のとおり

今回の改正における「空家等対策の推進に関する特別措置法」と「桐生市空き家等の適正管理及び利活用の促進に関する条例」の関係図

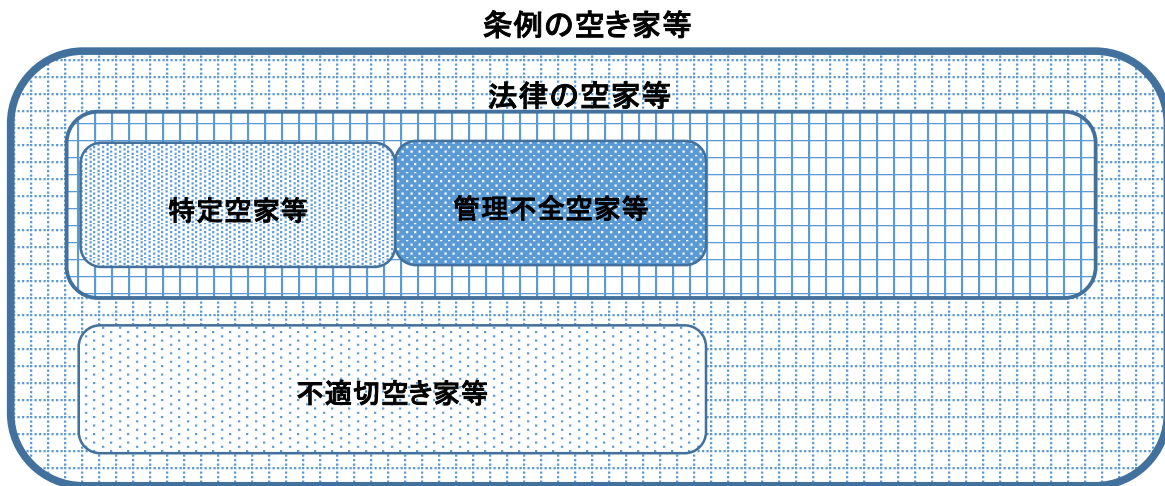
**現行**

建築物等の状態 ← 悪い ————— 普通の状態



**改正後**

建築物等の状態 ← 悪い ————— 普通の状態



※法律の空き家等：居住その他の使用がなされなくなって1年以上経過する建築物等及びその敷地

※条例の空き家等：法律の空き家等の他、規則に定める以下の建築物等

- ・長屋及び共同住宅の住戸で、居住その他の使用がなされなくなって1年以上経過する建築物等及びその敷地
- ・年間を通じて若干の立入りの実績がある建築物等及びその敷地
- ・居住その他の使用がなされなくなって1年未満の建築物等及びその敷地